

会議録

会議の名称	令和5年度第2回弘前城跡整備指導委員会
開催年月日	令和6年3月28日(木)
開始・終了時刻	13時30分 から 15時30分まで
開催場所	弘前文化センター 多目的研修室
議長等の氏名	福井敏隆(前弘前市文化財審議委員長)
出席者	関根達人、千田嘉博、瀧本壽史、三上千春、麓和善、森山修治、林康裕 ※本委員会前の2月29日付けで田中哲雄退任 ※本委員会から、重要文化財建造物保存活用計画策定に係り森山修治、林康裕が委員に就任
欠席者	なし
事務局職員の職氏名	(弘前市都市整備部公園緑地課) 課長兼弘前城整備活用推進室長・土岐康之、同室主幹・横山幸男、同室総括主査・関剣太郎、同室主査・福井流星、同室主査石ヶ森沙貴子〔記録〕、同室主査・新山武寛
会議の議題	1.弘前城天守ほか8棟建造物保存活用計画策定等について [報告] 2.弘前城天守曳戻し工事の概要について [報告] 3.緑の相談所大規模改修について [報告]
会議資料の名称	①令和5年度第2回弘前城跡整備指導委員会
会議内容 (発言者、 発言内容、 審議経過、 結論等)	1.弘前城天守ほか8棟建造物保存活用計画策定等について [報告] (事務局) 【概要】 (1)令和6年度から検討・策定を進める弘前城天守ほか8棟 建造物保存活用計画策定について報告。 【詳細】 ・本計画は、令和6年度から検討・策定を進めていくもので、 本委員会ではその頭だしについて説明するもの。 ・城跡にある重要文化財9棟は、市民にとっても極めて大切な

	<p>ものであり、保存活用計画は、まず現状の保存・管理上、防災上、公開活用上の課題を把握し、文化庁が示す「重要文化財保存計画策定指針」を各建造物に適用させ、文化庁の補助金を活用しながら、よりよい保存と活用の方針を定め、引き続き当市の宝として継承していくことを目的として策定したいと考えている。</p> <ul style="list-style-type: none">・令和 6 年度から 2 か年で計画策定を予定しており、最終的に文化庁の認定を受けたいと考えている。・弘前城跡保存修理事業が動いており、令和 2 年度から令和 4 年度にかけて二の丸南門と三の丸追手門の 2 棟について、耐震補強を含む保存修理を実施した。すでに耐震診断を実施している建造物は、天守と城門 3 棟で、文化庁の修理企画部門と協議した上、順次、保存修理や耐震補強を進めていく計画を組んでいる。櫓 3 棟については、まだ耐震診断を実施していないため、今後耐震診断を実施した後に保存修理や耐震補強を実施する予定としている。・弘前城跡の保存修理は約 60 年ぶりであり、現在計画的に進めている。一方で、城内の重要文化財建造物の防災施設がかなり老朽化していることや、天守等への新規防災設備の設置の検討などの課題がある。こちらは保存活用計画策定に合わせて、建造物の防災施設整備に関する検討も進めたい。・今年度は石垣の積直し工事、天守の基礎耐震補強工事と天守曳戻しの基本設計を実施していく。令和 6 年度(2024)は引き続き石垣積直し工事があり、令和 6 年度(2024)で工事終了となる予定である。引き続き天守については、石垣の積直
--	---

	<p>し終了後に、天守の基礎の耐震補強工事を進め、令和6年度から令和8年度(2026)にかけて施工していく。曳戻し工事については、令和6年度に実施設計に入り、令和7・8年度(2025・2026)で工事を行うが、令和7年度(2025)は工事の準備、令和8年度(2026)は天守の基礎の耐震補強終了後に速やかに天守を曳戻す予定としている。天守は、曳戻した後、保存修理に係る実施設計を行い、保存修理工事を残している状況である。保存修理工事については、基本設計まで実施しており、保存修理はおよそ5か年程度かかる予定である。石垣修理事業に伴い内濠を埋立てているが、こちらは、天守の保存修理工事が終わるタイミングで足場を全部解体した後に、内濠の復旧を令和14年度(2032)に実施する予定である。</p> <ul style="list-style-type: none">二の丸東門及び北の郭北門の保存修理が令和6年度(2024)から開始する予定である。令和6年度(2024)に実施設計業務を実施し、令和7・8年度(2025・2026)の2か年で耐震補強を含む保存修理を実施する計画となっている。文化庁調査官に今年度重要文化財9棟を視察してもらっており、三の丸東門は、屋根の状況が比較的良好、保存修理する程ではないということになった。三の丸東門は保存修理事業ではなく、外壁がかなり汚れているため別の事業で直していくながら、耐震補強を実施するということ形で、令和9・10年度(2027・2028)での実施を計画している。二の丸未申櫓、同辰巳櫓、同丑寅櫓の3棟の櫓については、未申櫓の保存修理を先に計画している。未申櫓台の石垣にズレが生じており、今後、耐震診断等の結果によっては早めに工事の着手していきたい。櫓3棟すべての保存修理が終
--	---

	<p>了るのは令和20年度(2038)と計画している。</p> <p>・防災設備等については、かなり老朽化がみられるため速やかに補修・修理方針を検討していきたいため、令和7年度(2025)から城内の防災設備の更新に係る基本設計を実施していきたい。令和7・8年度(2025・2026)でその防災の基本的な方針、新規設備の設置計画をたて、令和9年度(2027)から文化庁の補助を活用して実施設計、そして令和11年度(2029)頃から工事に入る計画を組んでいる。</p> <p>・防災施設の更新内容もしくは、新規設備内容について、まずは既存の放水銃や消火栓、埋設配管等の更新を検討していく。次に、天守だが、消火器のみ置いている状況であるため、今後の防災の面を考えるとスプリンクラー設備や屋内消火栓設備等の検討も必要だと考えている。3つめに、送水管ルートの見直しは、既存の放水銃等の屋外の配管について、保存活用計画の中で放水銃の位置に併せて、ルート変更等も検討していきたい。4つめに、凍結防止対策について、冬の凍結等の被害対策を検討していきたいと考えている。5つめに、現在城内にP型の受信機があるが、これらをR型受信機へ更新して、一元化管理でどこで火災が発生しているかすぐに感知できるように検討していきたいと考えている。最後に放火対策として、炎感知器や監視カメラの検討がある。これらについて、建造物の保存修理事業とともに実施していきたい。</p> <p>・文化庁と事業計画を協議しているが、もう少し検討する余地はあると思っている。天守の曳戻し工事の途中で天守保存修理の実施設計を行うことについては、天守の曳戻しに伴う傷なども含めた保存修理を行った方がよいのではないか</p>
--	---

	<p>ということでこのようなスケジュールを組んでいるが、もう少し検討する余地はあるのかと思っている。櫓については、弘前城の櫓は土壘の石垣に建てられており、櫓台の石垣のズレも確認されている中で、現況の地盤が本当に耐えるかどうか、建造物のみでなく史跡側の検討も必要となり、慎重に検討する必要があると文化庁から指導を受けている。耐震診断においては、建造物のみでなく地盤の滑り等の検討も併せて行うとともに、櫓をどのように活用するかによっても必要耐震性能を決めていくため、検討に期間を要するものと考えている。</p> <p>・天守の内部に入れない期間について、現在曳家した天守では仮の耐震補強を行っており、曳家するタイミングでこの仮補強を撤去する必要がある。その場合、天守の中に人を入れるというのは危険があるため、令和7年度(2025)の途中から天守の中には入れない状況となり、その後天守の曳戻しを行い、保存修理の素屋根を掛けて屋根や壁を修理しながら耐震補強を実施するということで令和13年度(2031)までの計画としている。</p> <p>(委員会)</p> <p>【概要】</p> <p>(1) 弘前城天守ほか8棟建造物保存活用計画策定等について了承。工事現場の公開や市民への周知等を検討すること。</p> <p>【詳細】</p> <p>・令和20年度(2038)までの工程は、工事のみを考えた工程ではなく、市の予算等を考慮した工程だと思うが、工事のみを</p>
--	--

	<p>考えた場合はもう少し詰めることは可能だと思う。例えば、天守の場合、天守を曳戻した後に保存修理の実施設計を行い保存修理に入るという形になっているが、これを令和6年度(2024)に曳戻し工事の実施設計を行い、令和7・8年度(2025・2026)に曳戻し工事を行う中で、保存修理の実施設計を行うことは可能だと思う。可能な限り期間短縮できるような行程を組んでもらいたい。</p> <ul style="list-style-type: none">・工事が長期化するのであれば、作業の様子が見れるなどの工夫をしていった方がよいかと思う。・様々な事情から長期化するのは理解できる。どの段階で市民、観光客に理解を得られるか手立てを検討いただきたい。なぜ時間を要するのか、広報などで周知して応援しもらう体制を作っていただければと思う。・工事期間中自然災害も考えられるのでその点を考慮してほしい。 <p>2. 弘前城天守曳戻し工事の概要について [報告]</p> <p>(事務局)</p> <p>【概要】</p> <p>(1) 令和7・8年度(2025・2026)に予定している弘前城天守曳戻し工事の概要について報告。</p> <p>【詳細】</p> <ul style="list-style-type: none">・天守曳戻し工事は、令和7・8年度(2025・2026)に計画しており、今年度曳戻し工事の基本設計を実施した。・石垣修理工事と天守耐震補強工事が完了した後に、現在曳家している位置から元の位置に天守を曳戻す工事を行う。
--	--

- ・現在天守がある仮の天守台から元あった天守台までの周りを工事区域に設定するため、下乗橋側虎口から本丸へ入る通路は一般の方が通れなくなるため、平成27年度(2015)の曳家工事で設けた仮設階段を今回も同じように設置し工事期間中もそこを通行できるようにする。車いす等対応については、仮設階段が階段のみの設置となるため、鷹丘橋側虎口から本丸へ入ってもらうようにしたい。
- ・工事については、令和7年度(2025)に曳戻しの準備段階として天守周りの木柵や天守内部の補強鉄骨の解体を行う。令和8年度(2026)は、さくらまつり後の5月頃から曳戻しに係る鉄板を敷き均し、仮設放水銃や照明器具の撤去をして曳戻しを行う。曳戻しのルートは、平成27年度(2015)の曳家ルートの逆を通るルートになる。基本的には樹木等は移植したままの状態であるためルートは確保でき、曳家とは逆ルートで元に戻すことができる。天守基礎耐震補強工事で設置した鉄骨の作業構台を残した状態で、天守曳戻し工事や天守の保存修理工事の覆屋・素屋根をつくるのに、その作業構台を利用する。
- ・天守曳戻し後、保存修理工事のため内部の一般開放は行わない予定である。曳戻しの際は補強鉄骨とともに床板や階段も外した状態となるため、これらは保存修理工事が終わるまで戻さない形で考えている。内部については、自火報設備・避雷針・放水銃復旧を考えている。
- ・内部には入れないため、基本的に外部を見てもらうという形になる。
- ・スケジュールについて、令和7年度(2025)の10月頃から曳戻しのための準備を行い、内部の鉄骨の解体・搬出を令和7

	<p>年度(2025)中に行う。その後、令和8年(2026)5月ぐらいから、曳戻しのための仮設等の準備を行い、大体11月ぐらいには曳戻しが終わる予定としている。自火報等については、曳戻し後の作業になるため、12月や令和9年(2027)1月ぐらいに入る可能性もあるが、基本的には年度内の工事で完了する予定である。</p> <ul style="list-style-type: none">・大正4年(1915)の時の修理の棟札はない。市長長尾義連の御大典記念の年月日を刻んだ石については元に戻す予定である。地鎮遺構の遺物は、元に戻さず展示等で活用したい。地鎮のような記録は残す予定はない。・交換した新補石材については、刻印を検討したが刻印自体が石を傷つける可能性もあるため、墨書で交換した「年度」と「新補石」を書いている。 <p>(委員会)</p> <p>【概要】</p> <p>(1) 弘前城天守曳戻し工事概要の報告について了承。</p> <p>【詳細】</p> <ul style="list-style-type: none">・令和6年度(2024)に石垣修理が終わる予定であるため、ぜひ何らかの形で残すように検討してみてはどうか。・建造物修理では、修理に合わせた修理工事の上棟式等の建築の儀式を行い、その儀式の際に今回の修理工事の棟札をつくり、それを納めるということもやっている。補助事業の対象として組み込まれているものであるが、修理銘板や修理名札というのがあり、修理銘板だと一定の大きさの銅板に修理工事の内容をちゃんと記載して銅板をつける、簡単な修理だと何年に修理したという簡単な札をつけるという、
--	---

いずれにしても何時修理したかという記録を修理工事が終わった後に見れるようにしている。ぜひ石垣についてもやった方がいいと思う。

・石垣に関して言うと、盛岡城には江戸時代の石垣工事をした記録を記した石が3基あり、2基が実際に見ることができ、1基は石垣の下に入り見れないようであるが、そういうことも可能かなと思う。

・曳家工事の時はイベントを行った。曳戻し工事の際も可能かどうか不明だが、もし可能であればあのようなイベントを行っていただき、広くお披露目する等検討していただければと思う。

・取り替えた石材に何らかの刻印というものは残されているか。取り替えた石材が新補石材というのは今はわかるが、これが50年、100年経つとわからなくなる。築石の表面を見てわかるという必要はないが、次の100年、200年後の解体修理の時に平成・令和に取り替えた石材であることがわかるような刻印なり墨書きなりしているか。山形城において、候補の石材に安政●年という年号を刻んでおり、崩落した濠底から発見され、それを展示している。盛岡城では、石垣の面に奉行の名前が書かれている。建造物修理では、取り替え材には必ず修理の年号の焼き印を押している。次の解体修理の時もどの材が今回の修理で取り替えたのかわかるようにしている。取り替えたかどうかが時間が経ってもわかる。墨も割とよく残るとは思うが、これらを検討してもよいかと思う。取り替えた隅角石について、史跡の担当の考え方にもよるが、石の面に令和●年と刻んだ方がよいとも思う。

3. 緑の相談所大規模改修について [報告]

(事務局)

【概要】

(1) 緑の相談所の大規模改修の概要について報告。

【詳細】

・施設の概要について、緑の相談所は近代建築の巨匠である建築家前川國男の設計によるもので、建設にあたっては建物の高さを抑え、樹々に囲まれて溶け込むような佇まいとし、内外が一体的につながる開放的でおおらかな空間が意図されている。前川建築において勾配屋根を採用している数少ない建築であることから貴重であるとともに、前川デザインの什器も大切な要素であり、緑の相談所は小規模ながら前川建設の傑作の一つとされている。

・事業化の経緯については、緑の相談所は昭和55年(1980)に竣工し、現時点で43年を経過している。法定耐用年数の50年が近づいていることに加え、劣化状況簡易診断による健全度が「下位」と判定されたことにより、長寿命化を図るために改修を行うことになったものである。

・改修の基本方針として、

①施設は旧耐震基準の構造物であることから、現基準による建物の耐震化と設備の更新、既存部分の改修をメインとし、外観は現状を維持し、老朽箇所については保全目的の補修を行う。安全面での課題箇所については意匠の変更とならない方法で改善する。

②緑の相談所は、長い年月を経て公園仮事務所としての機能が拡充されるなど、竣工時と利用形態が大きく異なる状況となっていることから、この機会に設計者が意図した空間

	<p>の利活用に戻すことをベースに原点回帰に向けての改修を軸に詳細を検討する。</p> <p>③改修は間仕切りの変更等により対応することとし、増築は行わない。間仕切り変更等については、前川建築としての価値を損なうものではないことを確認済である。</p> <p>・施設の利便性と魅力向上策については、</p> <p>①緑の相談所窓口を正面玄関の向かい側に設置し、相談者が中庭の樹々を見ながら相談できる配置にする。このことにより入口部分の混雑を防ぐ効果がある。</p> <p>②緑の相談所内のみどりの協会事務室をロビーに戻し、吹き抜けの大空間と大窓から中庭を眺望できる空間にする。</p> <p>③当初計画では庭に拡がる樹木を眺めながらゆったり出来る「休み茶屋」的空間を意図したとされていることから、2階ルーフバルコニーを改修し、ロビーから2階ルーフバルコニーを経由して階段を下りて中庭へ抜ける回遊路を復元することで、周囲の桜や紅葉などを地上とは違う視点から鑑賞できるなど、今回の大規模改修を機に緑の相談所と前川建築、両方の魅力を発信していきたいと考えている。</p> <p>・大規模改修工事中の仮移転先として、弘前公園の維持管理に支障が生じないよう、緑の相談所から約250m南にある軽量鉄骨造の既存施設である植物園管理棟を改修して事務室を設置し、改修工事中の仮移転先として使用する計画としている。緑の相談所改修により、公園等指定管理者((一財)弘前市みどりの協会)事務室をロビーに戻すことから、仮移転先として利用した植物園管理棟の事務室を植物園指定管理者((一財)弘前市みどりの協会)の事務室として活用するこ</p>
--	---

	<p>とを考えている。</p> <p>・令和4年度(2022)に、前川建築設計事務所により緑の相談所の老朽化状況を調査した。共通部分として、建物の躯体コンクリートは良好な状態である。事務室及び給湯室床材の接着剤とアーケード部の天井板にアスベスト含有材が使用されており、撤去・改修が必要である。外部廻りについて、軒や陸屋根の防水機能、金属屋根の軒先等の改修が必要となっている。事務・展示棟は、竣工時のものがほとんどであり、全室で床、壁、天井、巾木の全面改修が必要であるとされ、作業員棟も同じである。電気設備について、配電盤類、園内放送、館内防災は竣工時から43年経過しており全面的な更新が必要となっている。館内の電話、光ケーブルなどは経年劣化が進んでいることから新たな配置にあわせて全面的な更新が必要となっている。空調設備について、暖房設備、換気設備、油送設備、冷房設備は、一部を除いて竣工時から43年経過しており全面的な更新が必要である。各種自動制御設備も経年劣化が進んでおり、配置換え等にあわせて制御の見直しを含めた全面更新が必要と考えている。給排水・衛生設備は、給排水は経年劣化が進んでおり、破損や管内の腐蝕が進んでいる。また、衛生器具も現在のニーズ、自動水栓や洋式化にあわせた改修が必要であると判断されている。</p> <p>・施設の利便性向上及び機能改善に係る改修内容について、職員及び来所者からの意見、要望、課題等を踏まえ、利便性向上と安全確保に必要な改修を行う。</p> <p>・事務・展示棟は、自動ドアをJIS安全基準対応のものに改修する。</p>
--	---

	<ul style="list-style-type: none">・相談所窓口を入口横から入口正面に配置換えする。・トイレについて、来園者が多いときは並んでしまうこと、数が少ないことから増設する。・授乳室は仮設で囲っているだけのものであるため、新たに部屋として設けたい。・職員事務室の拡幅、給湯室改修及び既存書庫拡張は間仕切りの変更により行う。・管理室の新設は、正面入口横に新たに防災設備、監視カメラ、放送設備、中央高校口入口ゲート等の園内関係を一括管理するための部屋をつくるもので、常時モニターで園内の様子を監視できるような形で活用すること想定している。・警備員室について、管理室の隣に新設するもので、現在棟の奥に警備員室があり、平日夜間や休日の対応について来園者が場所がわからにくいため入口横に設ける。・窓がシングルのガラスであることから、サッシのペアガラス化もしくは二重サッシ化を行う。・正面玄関の落雪対策として、現在玄関にまっすぐ雪が落ちる状況であるため、正面に落ちないような対策を講じる。・事務局で叩き案として作成したものは、前川建築設計事務所に確認してもらったところ実施可能であるという回答を得ている。・スケジュール案について、今年9月から仮移転先の植物園管理棟改修工事の実施設計業務を行う。令和7年(2025)6月からは令和8年(2026)3月まで植物園管理棟の改修工事を行うとともに、緑の相談所改修工事に伴う耐震・改修設計業務を令和8年(2026)9月まで行う予定としている。これは当初基本設計と実施設計を別々に行う予定としていたが、
--	---

一括で行うため期間を長くしているものである。令和9年(2027)4月から緑の相談所改修工事のⅠ期工事として建物東側を令和10年(2028)3月まで、Ⅱ期工事として令和10年(2028)4月から同年12月まで建物西側を改修し、令和11年(2029)1月リニューアルオープンと予定している。今後、少しでも早くなるように計画を詰めていきたいと考えている。

(委員会)

【概要】

(1) 緑の相談所の大規模改修の報告について了承。改修の際の当初材への対応、市内の前川國男建築の今後の取扱い等について関係機関と協議して検討を進めること。

【詳細】

- ・前川建築設計事務所に確認してもらったことは良いことだと思う。
- ・前川國男の想いを受け継ぐ形で改修工事をするということだと思うが、本案では建設当初のものをほとんど取り替えことになっている。一般的な改修工事ではそのように行うと思う。弘前城で行っている文化財建造物の修理とは発想が違う。文化財の修理では、当初のものが残っていればそれは貴重なものであるから何とか残そうとする。残そうとしながらも修理をすればある程度は綺麗になり、今後長く使えることが考えられる。今回の工事ではそこに価値を見出さず新しい材料を使ってリニューアルするという発想であるがこれでよいか。
- ・弘前市内には前川國男建築がたくさん残っている。中には登

録文化財という形などで保存のことも考えている。弘前市の方でも緑の相談所の当初残っている材料を一部でも残す方が良いか等を検討した上で、実施設計を委託する方が良いと思う。

- ・弘前こぎん研究所（木村産業研究所）は重要文化財に指定されており、そういうものとのバランスや、全体的にこれから市内に残ってる前川建築をどう考えていくのか。その中の1つという考えたときにまた違う見方も出てくるかもしれないため、教育委員会とも話をして、公園緑地課だけじゃなくて、大所高所から考えていただきたい。
- ・最近の異常気象になってくると、夏場の冷房のことも考える必要があると思う。全サッシをペアガラスもしくは二重サッシ化にすることであるが、断熱っていうことを考えた最善の方法、夏の熱を抑えるっていうことも考えてもいいのかなと思う。暖房だけでなく、夏の異常な暑さが続いてくると、皆さまがそこで勤務するということを考えると能率的なことも考えると費用がかかるか不明ですが、検討していただきてもいいのかなと思う。

【結論】

- (1) 弘前城天守ほか8棟建造物保存活用計画策定等について了承。工事現場の公開や市民への周知等を検討すること。
- (2) 弘前城天守曳戻し工事の概要について了承。
- (3) 緑の相談所大規模改修について了承。改修の際の当初材への対応、市内の前川國男建築の今後の取扱い等につ

	いて関係機関と協議して検討を進めること。
その他必要事項	<ul style="list-style-type: none">・会議の公開、非公開…公開・その他出席者 (青森県教育庁文化財保護課) 埋蔵文化財グループ文化財保護主幹・岩田安之 (弘前市教育委員会文化財課) 課長・石岡博之、課長補佐・小石川透、埋蔵文化財係長・薦川貴祥 (公財)文化財建造物保存技術協会 酒巻仁一